

鳥取県西部広域行政管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊 木 隆 司

鳥取県西部広域行政管理組合規則第4号

鳥取県西部広域行政管理組合事務局組織規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合事務局組織規則（昭和48年鳥取県西部広域行政管理組合規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職制)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p>2 前項の職員のほか、事務局に次の職員を置くことができる。 次長 主査 課長補佐 担当課長補佐（課長が指定する事務を処理するために課に置くものであって、前項に規定するものを除く。） 係長 主任 主事 技師</p> <p>3 [省略]</p> <p>(事務局に置く職員の職責)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 主査は、事務局長の命を受け、事務局において所掌する特定の事務の企画及び立案に参画する。</p> <p>5～9 [省略]</p> <p>10 前9項に規定する職員以外の職員は、係長（係長を置かない担当においては担当課長補佐）の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。</p>	<p>(職制)</p> <p>第3条 [省略]</p> <p>2 前項の職員のほか、事務局に次の職員を置くことができる。 次長 課長補佐 担当課長補佐（課長が指定する事務を処理するために課に置くものであって、前項に規定するものを除く。） 係長 主任 主事 技師</p> <p>3 [省略]</p> <p>(事務局に置く職員の職責)</p> <p>第4条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>[新設]</p> <p>4～8 [省略]</p> <p>9 前7項に規定する職員以外の職員は、係長（係長を置かない担当においては担当課長補佐）の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念しなければならない。</p>
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。